

第4章

研究会委員より

～ 支援現場からの思い ～

「日本の子どもの未来を考える研究会」に関する所感

元 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 藤井 康弘

私は本研究会に里親の立場で参加させていただきましたが、参加当初はまだ関連分野を所管する公務員でしたのでオブザーバーとしての参加でした。その後数か月で役所を退官し一個人として参加できることになりましたので、シンポジウムにも登壇させていただき、立場に縛られず自由な主張をさせていただきました。また2年目には副座長も拝命し、毎回時間が経つのも忘れて楽しく議論させていただきました。

まずは、座長の柏女霊峰先生、研究会設置を主導された北川聡子さんに心から感謝を申し上げます。

私自身にとっては、この研究会に参加したことにより、何よりも子どもに関する様々な分野を代表される多くの方々と知り合い、懇意になれたことが大きな収穫ですが、研究会としての成果としては、何よりも子ども関連施策の連携や拠点に関するアンケート調査、インタビュー調査の結果を報告書にまとめることができたことが、最も大きかったと思います。膨大な資料を整理しまとめていただき、注文をつけるばかりの私をはじめとする他のメンバーに粘り強くつきあっていただいた、佐藤先生、永野先生にこの場をお借りして心から感謝を申し上げます。

この研究会で引き続き、さらに調査対象を増やし、分析を進めることができれば、もっと大きな成果が得られるかもしれません。一年目、二年目の調査により、子ども関係の諸施策の連携が実際に進んでいる地方自治体について、連携強化に必要な要素がある程度浮き彫りになってきましたので、さらに調査を拡充させたいところです。この点については、日本財団の方で来年もまた助成対象として取り上げていただけるかどうかにかかっていますが、この原稿執筆時点では、なお定かではありません。

それはさておき、子ども関連だけであっても様々な分野の施策の連携は、国の役所にとっては難題です。地方自治体や福祉現場のスタッフの意欲や実力があまりにも大きくバラついていることから、全国一律の制度により、各種施策の連携、包括化を主導することはなかなか難しい。一方で、制度は縦割りのままだでも、自治体や福祉現場に広い視野とマネジメント力、他分野をも引っ張るリーダーシップと熱意を持ったスタッフがいれば、諸施策の連携が立派に成り立っている地域が実際にたくさん存在します。里親としての私自身の足元の現場においても、子どもの社会的養護と子育て支援、障害児施策、教育施策等との連携は、里親たる私自身や児童相談所、里親支援機関といった支援を司る者の熱意や見識により、多くが達成できるものでもあります。

このように考えれば、国が力を注ぐべきは、もちろん制度的な隘路をクリアしていくことも必要ですが、地域において各種施策の連携を司ることができる人材をどのようにして育成・確保するかという課題であるかもしれません。

そして、地方自治体にとっては、そうした人材をそれぞれの自治体なりにどのように確保し、どこに連携の拠点を置いてそのような人材を配置し、どのようにして諸施策を有機的に結び付けていくかを実践していく企画力が、今こそ問われているのだと思います。

この研究会による調査結果が、そうした地方自治体の企画力を磨く上で、少しでも参考になれば幸いです。

最後に、メンバーの皆さん全員と、ここまで助成をしていただいた高橋恵理子さんを中心とする日本財団のスタッフに心から感謝の意を表します。

幼保連携型認定こども園の包括的可能性について

全国認定こども園協会 副代表理事 古渡 一秀

認定こども園は幼稚園および保育所等における小学校就学前の子供に対する教育および保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する施設として創設、平成 27 年認定こども園法の改正により「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」となり子育て支援を施行規則として定めた制度上のハイブリッド施設です。

特に施行規則 第 2 条 法第 2 条 12 項の主務省令で定める事業の 5 項目は、教育・保育だけでなく幼保連携型認定こども園のミッションに包括的な子育て支援が含まれる事を示しています。

一 地域の子どもと及びその保護者が相互の交流を行う場所の開設する等により、当核子どもの 養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言 その他必要な援助を行う事業

二 地域の家庭において、当核家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

三 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業

四 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当核援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業

五 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

さて認定こども園が創設され 11 年、平成 29 年 4 月 1 日の時点で認定こども園は全国に 5081 施設、(内)幼保連携型認定こども園は 3618 施設です。しかし施行規則に定められている包括的な子育て支援を実践している園はまだ少数です。従来の施設から移行特例により移行した幼稚園由来の幼保連携型認定こども園、そして保育所由来の幼保連携型認定こども園が法律の改正により法的に完遂できる施設に成長するまではまだ時間が必要だと考える。また平成 27 年以降新設で設置される幼保連携型認定こども園は教育・保育・子育て支援の法律を遵守し「全ての子どもの最善の利益」を図ることを基本に捉え実践して行く必要あり、都道府県・政令都市の認可においても施行規則等を遵守、認可する行政側もその地域の「全ての子どもの最善の利益」かんがみ認可・指導すべきと考える。今回 研究会に参加し沢山の委員と横断的連携について論議し、改めて認定こども園の使命そして全国認定こども園協会の趣旨・理念を完遂して行くことの重要性は、教育・養護（子ども家庭福祉）子どもを中心とした社会づくりであり「すべての子どもが日本の子どもとして大切に守られるために」寄与する事と確信しました。

『保育所における子どものための継続的・包括的支援について』

全国保育士会 副会長，たかくさ保育園 園長 村松 幹子

平成30年4月1日施行の保育所保育指針第4章「子育て支援」には子ども・子育て支援新制度のもと様々な地域の子育て支援を担う組織や団体、施設等が登場してきた中で、改めて保育所が担うべき役割が明記されている。特に保育所ならではの機能や特性を発揮して行う子育て支援はますます、社会から求められていることを感じる。その際に大切なことは「各地域や家庭の実態等を踏まえる」ということと、「地域の関係機関等との連携及び協働を図り、保育所全体の体制構築に努める」ことである。

保育所に入所している子どもたちの背景にはその人数の分だけ、様々な背景がある。そのすべてを丸ごと、受け止め、保育所の持つ専門性をもって対応していくことはまさに「包括的支援」である。また、入所の時期も利用期間もまちまちであるが、入所前の家庭や育ちの状況、入所後、保育修了までの成長の経過の把握を経て、就学先への申し送りなど、これも「継続的支援」であるといえる。特にきょうだいが続いて保育を利用する場合はこの継続の期間は長い。

保育所を利用している間、保護者は我が子の育ちの課題に度々、直面するのであるが、その都度、保育士等の専門性によって励まされ、アドバイスを受けながら乗り越えていく。時には専門機関につなげてもらうことで我が子にとって効果的な援助の手立てを知ることできる。この時、保育所としても専門的な視点からの助言をいただけるため、その後の他の子どもへの援助、保護者への支援にも参考となることが多々あり、的確な対応ができるようになる。つまりは、特定の子どもの支援について学ぶことはすべての子ども、保護者の支援とつながっていくのだと思う。子どもの育ち、保護者への支援は特別な配慮を必要とする場合だけではないと最近感じることが多い。どの子ども、どの保護者も自分には特別な配慮をしてほしいと願っているのではないかと。そしてその配慮は具体的な対応ではなく、自らの子育てを共有してほしい、自分の子育てをそれでよいのだと認めてほしい、そのことが保護者自身の主体性、自己決定の力を高めていくのではないかと考える。

同時に昨今は外国籍家庭や、ひとり親家庭、貧困家庭等も多く、それに伴って文化や慣習の違い、言葉の問題があったり、生活をどう組み立てるかという問題等の中で対応も複雑化してきている。加えて児童虐待などのデリケートな問題も孕んでおり、保育所としては一般的な概念での対応では対処できなくなっている。多くの事例に学び、目の前のケースを他の専門機関との連携の中で考えあつていく姿勢は必要不可欠であるといえる。幸い、保育所は市町村が入所の窓口になっている。ここを通して最もふさわしい関係機関につながるという点では子どもの育ちを共有して考える仕組みがある。それぞれの市町村における子どもをめぐる包括的な支援の原型は、まさにこの仕組みなのではないかと思う。さらにこの子どもの将来を見据えた発達支援の仕組みも構築されつつある。

保育所はこの仕組みの中に存在しているが、常に座して待つのではなく、時と場合に応じて保育所が核となってその支援の仕組みを提案することも必要なのではないかと思う。地域子育て支援センターを開設している保育所はまさに地域における子育て支援の拠点なのであり、それは、ハード面においても、ソフト面においてもいえることだと思う。普段、当たり前のこととして実践している様々な保育の営みが振り返れば述べてきたような大きな役割を果たしている。保育所職員としてますます、視野を広げつつ、子どもや保護者の権利擁護の意識を醸成させていかねばならない。「質の高い保育」とは何をもって言うのか、保育の根本的な意味を今こそ、きちんととらえていきたいと考える。

「新たな社会的養育ビジョン」と家庭養護

日本ファミリーホーム協議会 副会長 長谷川 寛治

昨年の8月に示された「新たな社会的養育ビジョン」は、平成28年の児童福祉法改正に基づいた理念を具体化するためのビジョンと行程を示したものであり、これまでの「社会的養護」という範疇の「社会的養育」という在宅での支援から代替養育、養子縁組と、社会的養育分野の課題と改革の具体的な方向性を網羅する形となっている。

そして、子どものパーマネンシーを最大限保障することを基軸として、市区町村におけるすべての子ども家庭支援体制の構築や、児童相談所の一時保護改革、里親への包括的支援体制の抜本的強化と里親制度改革、特別養子縁組の推進、乳幼児の家庭養育原則の徹底と取組目標、子どもニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革などをビジョンの実現に向けた工程として掲げ、子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現するとしている。

中でも、家庭同様の養育環境での養育が原則とされる代替養育については、里親及びファミリーホームへの委託率を15年かけて3分の1にするという従前のものから、子どもの年齢によって目標を立て、3歳未満児については5年以内に75%、就学前の児童については7年以内に75%、学童期以降については10年以内に50%にする、と年限を明示した取組目標を設定している。また、一時保護における里親への委託推進や、障害等ケアニーズの高い子どもにも家庭養護が提供されるよう制度を見直すとしている。

さらに、多様で多数の里親を育てるため、リクルート、研修、支援などを一貫して行うフォスタリング機関事業を創設するとともに、「里親」の名称変更と併せて里親制度改革を行うという。

以上が、改正児童福祉法の理念を受けて改革の具体的な方向性を示したこのビジョンの家庭養護に関わるポイントであり、その内容は我が国の社会的養育が生まれ変わるという程に画期的挑戦的であります。

その実現は多くの家庭養護関係者が、代替養育の子ども達のパーマネンシー向上につながるものとして期待しております。

しかしながら、実現には大きなハードルがあります。

里親が本当増えるか？フォスタリング機関が順調に作れるか？有能なスタッフがいるか？です。

もう一つは里親会です。高齢化が進んでいます。会員が減少しています。事務局の弱体化です。

従前は里親会は単なる親睦団体ではなく、フォスタリング機能の一部を担って養育スキルの研修や里母同士の困りごと相談、里子同士の交流など多くの役割を担ってきましたが、行政改革にともなう里親会事務局業務からの撤退、登録里親が入会しなくなり、会員が減少するなど、地域の里親会の活動、若しくは里親会そのものが衰退してきています。

これは丁度、地域での町内会活動と同じような状況に似ています。

今回のビジョンは、ある意味契機です。里親を量質共に拡大できるかが決め手となりますので、平成28年改正法において、里親のリクルート・研修・支援を含めた一貫した過程が責務として規定された都道府県に対し、里親会への入会促進や相互交流事業など協力してできるところから始めて、人材やノウハウが蓄積されれば、フォスタリング機関になることも可能です。

「里親」の名前が変わり、制度が変わることで「里親会」が「??会」に再生し、新たな社会的養育ビジョンの実現につながることを期待します。

「社会的養護の課題と将来像」から「日本型社会的養護構築」へ 子どもは歴史の未来・子どものいない町は消滅する ～乳幼児の権利を守り抜くために～

鳥取こども学園理事長・里親支援とっとり所長・前全養協会長 藤野 興一

はじめに 2017年12月、厚生労働省は、この1年に生まれた赤ちゃんの数を94.1万人と推計。過去最少だった前年を約3.6万人下回る11年連続、過去最大の40.3万人減と発表した。日本では毎年鳥取県の人口56.5万人の70%程度が減っていることを示している。

① 児相の虐待対応件数12.3万件、虐待死事件が5日に1人。不登校小中学生12.3万人・高校生7万人、ニート引きこもり推定70万人、配偶者等DV10.2万件、という数字を見ても、日本の子どもたちは極めて困難な状況にある。川崎や寝屋川の中一少年殺害事件のような居場所のない子どもたちの被害・加害事件も後を絶たない。私たちは「巷に放置されている」多くの子どもたちが居ることを、重く受け止めねばならない。

② 2016年6月3日施行の改正児童福祉法に「子どもの権利条約」の「子どもの権利」「最善の利益」等が明記された。「子どもの権利条約」は1978年、ポーランドから国連に提案された。子ども議会、子どもが決めた法律、子どもたちによる裁判、「子ども人間だ」と叫び、200人の孤児たちとトレ布林カ殺人工場に消えたヤヌシュ・コルチャックの実践の様子は、反ナチ抵抗運動を描いたアンジェイワイダ監督の映画「コルチャック先生」に再現されている。DVDにもなっているので観賞を薦めたい。

③ 2017年8月2日、「新しい社会的養育ビジョン」が示された。○特別養子縁組を5年で倍増。○小学校入学前の子どもは原則施設入所を停止。○乳児院は入所施設としては縮小し里親・養父母支援へ移行。○3歳未満は5年以内、その他の未就学児は7年以内に里親委託率を75%以上、学童期以降は10年以内に50%以上とする。○施設入所さす場合の滞在期間は乳幼児数カ月、学童以上1年以内、特別な場合でも3年を限度。要は、欧米諸国のように施設を廃止して里親へ移行さす方針を提示したのである。

④ 元々、乳児協や全養協は「乳幼児総合支援センター」「日本型社会的養護」の構築を提唱してきた。「課題と将来像」実現の流れの中、世界に誇れる措置制度の下、施設は4～6人の小規模ケア・個別ケアの拡充と里親促進を図り、ソーシャルワーク機能強化により子ども・家庭支援の拠点としたいという提案である。入所児童の60%が被虐待児、30%が障害児であり、親のいる子どもたちである。「新ビジョン」は、「子ども不在の議論」の上に欧米諸国で既に破綻した「子ども不在の制度」を無批判に導入しようとしている。施設の小規模ホームは家庭にはなり得ないが家庭機能を失った家庭の優れたモデルにはなりうる。

⑤ 既に施設から里親への移行が進んでいる西欧諸国では、里親をたらい回しされ、麻薬や犯罪に身を沈める子ども・若者が続出、治安の乱れを引き起こしている。日本はそうしてはならない。施設を無くするのではなく施設の専門性を生かし、互いに連携・協力する「日本型社会的養護」の構築を目指したい。日本には昔から「母乳、負んぶに抱っこ、添い寝、」「あまえ」に代表される、優れた子育て文化があり、施設も慈善事業の時代から多くの専門性を蓄積してきた。私たちは、もっと自信を持って胎児期からの母(代替者)子の心と心の響きあいを大切にしたい。一人の赤ちゃんは存在しない、母(代替者)子が存在し関係性の中にある。子ども・家庭を真ん中に据えた日々の実践の中で職員も成長する。

『子ども支援』の先導的役割を

山形学園 園長 片桐 弥生

山形学園に赴任した日に見たのは、虐待を理由に、大人の都合で児童相談所の措置により入所してきた子ども達の姿でした。「何だ、ババアか」という高校生、握手の手を叩く小学生、大人への不信感が強いばかりでなく、発達遅れ、落ち着きのなさ、攻撃性などの問題行動がありコミュニケーションがうまくできない等の課題を抱えていました。

その年の9月、就職試験を控えた大事な時期に高校3年生の男子が停学となりました。「どうしたの?」と聞くと「悪いことをしただけでずっと学園にいられるんだろう?」との返事。「悪いことをしても、日本の法律では18歳で施設を退所しなくてはならないんだ。」と答えると、「俺は宇宙で一人ぼっちになる。」と突然大声で泣き出したのでした。子ども達は、自信がなく自己肯定感が持てないのです。子ども達が心に抱えている問題の大きさ、深さ、闇を改めて思い知らされる出来事でした。

養育とは、子どもが自分の存在について「生まれてきて良かった」と意識的、無意識的に思い、自信を持てるようになることを基本の目的とする。

全養の『この子を受け止めて育むために一育てる、育ちあういとなみー』の中に掲げています。24時間365日の何気ない日々の営みを大人と子供たちが一緒に作り上げていく生活の中で、安心して自分を委ねられる養育者によって「自分が大切な存在」であることを実感し、自己肯定感、相手を大切にしたい気持ちやコミュニケーション能力も高まり、生きる力となっていきます。

どんなに社会が変わっても人間の生活の営みは、普遍である。人は人として生きていくために必要な知恵、技術、勇気を、周りの大人達が「手をかけ、目をかけ、心をかけ」育てていくものである。

しかし、同じ子どもでありながら、障がいや環境により障がい児、要保護児童と区別され支援の内容も異なっている現状があります。障がい児支援は整備が進み関係機関と連携し、将来への支援につながっている一方、虐待を受けて育った子ども、社会的養護を必要とする子どもは、一生涯の支援につながっていません。「子供の最善の利益のために、すべての子どもを社会全体で育む。」という社会的養護の基本理念は、すべての子どもに通じるものです。「日本の子どもの未来を考える研究会」が、これからも『子ども支援』の先導的役割を果たすことを願ってやみません。

日本の子どもの未来を考える研究会に参加して

障害児支援 奥中山学園 岡崎 俊彦

奥中山学園は、福祉型障害児入所、短期入所等の入所事業、放課後デイサービス、発達支援事業等の通所事業、相談支援、町の子育て支援等の相談事業等、障害を持った子どもの支援全般を行っている施設です。私自身は、子どもの未来を考える研究会に障害児支援の研究員という形で参加させて頂きました。

障害をもった子どもの事は、同じ子どもでありながら法制度も別途に考えられていた時代もあり、他の子どもの施策や研究と別に考えられることが多かったように思います。

そのような中で、子ども子育て、社会的養護、障害児のそれぞれの専門家があつまり、子どもの包括支援体制、子どもの未来を作っていこうとするこの研究会は、私にとって勉強の場であり、希望の場でした。

以前より障害児入所の施設でも、まちの子育ての支援施設になる役割を担うべく、活動してきました。改正児童福祉法でのⅠ児童福祉法の理念の見直し、Ⅱ「家庭養護優先の原則」の法定化、Ⅲ切れ目のない支援、Ⅳ児童虐待防止対策のさらなる充実の4つの軸を私の働きに置き換えれば、Ⅰ障害の有無に関わらず全ての子どもの支援、Ⅱ子どもの安心・安全と育ちを保障するより家庭的な生活の構築、Ⅲ子どもの包括支援体制の構築、Ⅳ保護者、家族への支援体制の構築となります。Ⅰ、Ⅳについては、私たちの専門性を生かし、1.6健診等各種健診、幼児教室、子育ての場の提供、各協議会の充実、ペアレンティングの場の提供等、出来る事に取り組んでいきたいと思えます。

Ⅱについては、障害児入所施設も家庭の代替養育の場として、より家庭に近い生活を保障する必要があると思えます。小規模ケアが実施させている施設は、全体の2割にも満たない状態であり、障害を持つ子どものファミリーホーム、里親へのバックアップ体制も障害児支援の中では、あまり知られていないのが現状です。アタッチメントの重要性を理解し、障害児入所施設も変わる事をしてかなければならないと思っています。地域と密着した多様な暮らしの場の創設とともに現在の施設機能のさらなる充実を図っていききたいところです。

Ⅲについては、昨年度のこの研究会の事業報告書を町長や町に報告し、子どもの包括支援体制を作りたいと訴えました。各市町村に児童発達支援センターを設置するという事を、解釈を広げ子ども子育て、社会的養護、障害児施策が一体となった「子どもの包括支援と発達支援の機能をもつ子どもセンター構想」を提案。保健師さんたちと、町にあるもの／ないものを分析し、不足している要素、主に予防や相談からの具体的支援ツールの不足、アウトリーチ型の支援等を洗い出しました。この研究会のシンポジュームの後に、研究結果を持って再び町長に訪問すると、次年度、子どもに関わる関係者で構想の実現にむけ協議を進めていく事と連携していく事。ネオボラについて理解を深めていく事が確認されました。うれしい一歩でした。

2年間でこの研究会で学んだことは、私自身の現在のフィールドに出来るだけ般化し、実践することをしてきました。今後も「すべての日本の子どもとして大切にまもられるために」この事の実現のために、一歩ずつ取り組んでいきたいと思えます。

日本財団の皆様、研究会の皆様、大変お世話になりました。感謝申し上げます。

今後もこの繋がりを絶やさず、お互いの実践を共有できることができれば心強いです。今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

障害児の社会的養護を支える立場から

北海道 障害児入所施設ひまわり学園 施設長 湯浅 民子

かつて障害児入所施設は、児童福祉施設として児童養護施設等と並んで児童福祉の役割を担い、児童養護施設と同程度の施設数と定員を有していました。

昭和54年、養護学校就学義務化施行以降、多くの施設は成人施設へ転換してゆき、施設数は減少に転じます。その後、ノーマライゼーションの流れの中で、在宅福祉へと流れが変わり、障害児入所施設も「母子短期療育」「緊急一時保護」等その先鞭をつける役割を果たしてきました。やがてそれらは地方自治体に移り、さまざまに専門化し、分化していくことになります。

平成9年、障害児福祉はそれまでの厚生省児童家庭局の所管から、厚生省社会援護局の所管に移され、同時に障害児の施設は児童福祉施設から外されました。

平成18年、障害者自立支援法施行に伴い、障害児の施設にも契約制度が導入され、措置と契約のダブルスタンダード、さらに児童と障害者の制度の狭間の中で、現場には不平等感や要らざる煩雑さが生まれ、児童福祉本来の目的が見えづらくなりました。一般社会からも障害児入所施設の使命とするところが見えづらくなり、忘れられた存在となっていきます。タイガーマスク現象が障害児入所施設にはほとんど及んでいないのがその好例と言えましょう。

その後も児童を取り巻く制度や障害者福祉は変化して行きますが、障害児入所施設についての基本的な論議や見直しには至らず、放置されたに等しい状況が続き、その中で全国の施設数と定員規模は減少の一途を辿っています。

近年、児童虐待が社会問題化されていますが、育てづらい因子を持つ障害児はそのリスクが高く、障害児入所施設は早くからそうした児童は受入れてきました。しかし毎年発表される被虐待児童の統計に、障害児入所施設の児童はカウントされてはならず、障害児の虐待問題は、制度の狭間に放置された状態が続いてきたのです。

そうした状況下にあっても施設が存続し、役割を果たしているのは、虐待やネグレクトなどで施設入所を必要としている児童が変わらず存在しているからであり、障害児入所施設の灯を消すことで不幸に陥る子どもや家族がいるからに他なりません。一部施設では、小規模ユニットなどに早い時期から取り組んだり、研修の機会を多くして処遇向上に努めていますが、赤字経営に陥る施設が多いのが実態としてあります。

今また、児童福祉施設を取り巻く制度は変わろうとしています。障害児入所施設はその列に加えてはもらえず、別立てで検討が行われようとしています。早期に明確な位置づけをし、機能強化を図らなければ、消失さえも免れないところまできているのが障害児入所施設なのです。

今後の在り方については、子どもは等しく子どもであり、入所という形態をとる子どもの施設は、児童福祉施設という等しい括りの中で、家庭的養護や、発達支援や、自立支援の役割を担い、それぞれに有する機能を活用しあいながら、その幸せを求めて協働する存在となって行くべきと思います。

「日本の子どもの未来を考える研究会」では、その足がかりとなる自由な論議がなされ、夢のある充実した時間を共有することができましたことに感謝したいと思います。今後の日本の子どもたちの幸せに資することを念じて止みません。

「メディアの立場から地域包括的・継続的支援に対して思うこと」

NHK大阪放送局 ディレクター 新井 直之

NHKの報道番組のディレクターとして、子どもの貧困問題について長年取材を続けてきた。子どもの貧困問題は、経済的な問題に留まらず、家族が社会から孤立することによって子どもたちから教育の機会や体験、居場所といった様々なものが奪われることにも大きな問題がある。こうした剥奪されたものを取り戻し、子どもたちが生まれ育った家庭環境に左右されずに生きていける社会を作るためには何が必要なのか。

そのひとつが、子育てをする親をワンストップで支援する仕組みだ。例えば、高齢者の場合は「地域包括支援センター」という拠点があり、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置されて様々な分野から高齢者とその家族を支えている。しかし、子育てに関しては、児童相談所や保健師、地域の支援団体などとの間で情報共有ができていないかと言うと、乏しいと言わざるをえない。相談に行っても行政や関係機関をたらい回しにされることも少なくない。こうした中で、困ったときにワンストップで対応してもらえる子ども向けの「地域包括ケア」の仕組み作りは急務と言えるだろう。厚生労働省は今、高齢者、障害者、児童への総合的な地域包括支援体制の整備を進めているので、その枠組みの中で行われるのが最も望ましい。

もうひとつが、子どもをめぐる「ソーシャルワーク」の強化だ。特に、当事者の困り事をしっかりと聞き出し、必要な社会資源に適切につなげていく「コーディネート力」は、いま支援者に求められている最も重要なことのひとつだ。文部科学省は「スクールソーシャルワーカー」の拡充を図っているが、「量」だけでなく、ソーシャルワーカーの育成といった「質」の確保や、持続可能な仕組みにするための「賃金や待遇」の改善を引き続き進めていく必要があるだろう。

こうした中でメディアには何が求められているか。ひとつは、当事者の声を丹念に拾い上げていくことだ。社会の歪みで苦しむ人々の小さな声を拾い上げるのは、ジャーナリズムの基本姿勢とも言える。特に、格差が固定化していく中で、多くの日本人はまだ中流意識から脱することができずにいる。粘り強く実態を伝えていくことは今後も必要だ。

また、有効な解決策を実践している自治体や支援団体への取材も欠かせない。成功例を広く世の中に伝えていくことで課題解決のスピードアップに繋がりたい。さらに、本研究会で行った調査のように、現場をよく知る専門家たちがエビデンスに基づいて政策を提言していくような有意義な取り組みを広く発信していくことも大切だと思う。

一方で、労働行政の厳格化による「働き方改革」や、「フェイクニュース」の横行、個人情報・プライバシーの壁、テレビや新聞の視聴率や発行部数の落ち込みによる影響力の低下など、メディアで働く私たちを取り巻く環境は厳しさを増している。報道機関としての役割をしっかりと果たせるように試行錯誤を続けたい。

「自己決定支援」と「継続的支援」

神奈川県立保健福祉大学 新保 幸男

1. 「時」と「継続的支援」

胎内に宿り、生まれ、育ち、学び、新たな人と出会い、社会の中で役割を持ち、生活し、介助を受け、死を迎える。生まれるまでや死を迎える「時」を別にすれば、順序はずれることがあっても、我々は人生の中で、それらの「時」を様々な立場で経験する。「人」が経験するそれらの事柄の多くは、地域社会という場で行われるので、人の人生の流れ、「時」の流れを意識しながら、我々は、地域社会で「継続的支援」を進めていく必要がある。

2. 1つの「時」

人生は継続した「時」の流れの中で考える必要があるが、「支援」という視点で見ると、継続している「時」の流れを、1つの「時」が、それぞれ「変化」しながら継続して続いていると理解することが出来る。

ある1つの「時」をとれば、支援を受けることが多い「時」がある。一方で、支援をすることが多い「時」もある。支援を受ける「時」には、自らがどうして欲しいと思うのかという視点から、自らの気持ちと対話して、自らがそうすべきと感じる方向で生きていけるように自ら「自己決定」していく。そして、「自己」は「時」とともに継続するが変化する。

3. 変化する「自己」

「自己」は変化するから、その「自己」が判断した内容である「自己決定」の内容も変化する。経験が積み重なることで、「自己」は変化するが、ある経験をしたからといって、自動的に一定の方向での「自己」の変化が顕在化するわけではない。過去の経験、本人の資質などが組み合わさって、時の変化と共に、「自己」は一定の変化をもたらす。ゆったりと変化しているように感じられることもあるし、ずっと変化しなかった「自己」がある時に急激に変化する「時」もいある。

4. 「自己決定支援」と「継続的支援」

支援を受ける人が、その最善の利益を判断しつつ、「時」の流れの中で「自己決定」していくためには、支援をする側の人、「自己決定」を支援する働きをする必要がある。「自己決定」は、その「時」におけるその人の「自己」が判断したことであって、「時」が流れると共に「自己」の判断力は変わり、「自己決定」の中身が変化する。「自己」は変わるものであり、「自己決定」の内容も変化する。そして変化した内容に応じて、次の「自己決定支援」がスタートする。

地域社会で行われる「継続的支援」は、人の自己が変化することを前提として、その自己の変化に対応しつつ継続して支援を行うということを必要条件とする。単に同じことを継続するのではなく、変化があることが前提の人の人生を支えるためには、変化した「自己」にそと時々で対応しつつ継続した支援を提供する必要がある。

福祉サービスを提供する際、サービス提供者側の論理はついつい固定したサービスを継続して提供することになりがちである。「変化」に即応することはしばしば後回しになる。今、求められている「継続的支援」は、サービスを受ける人の「時」の流れに応じて、変化に即応しつつ、その変化を受け入れた上で継続して提供される必要がある。

「やらなければならないこと」「やってはいけないこと」「やりたいこと」

国立武蔵野学院（児童自立支援施設） 青木 建

私の勤務（生活）する施設に入所してくる子どもたちは、基本的な生活習慣が身についておらず、間違ったコミュニケーション等によるこだわり、暴言暴力、窃盗、浮浪、家出、自傷など、家庭や学校、地域等において、いわゆる「困らせる」子どもたちである。しかし、その行動上の問題は氷山の一角で、水面下にある様々な虐待経験やDV家庭、離婚、貧困、犯罪、また、障害（保護者も含む）、外国籍や性的マイノリティなど、複雑に絡み合った生育歴や環境などを見逃してはならない。つまり、「困らせている」のではなく、実は自信がなく、不安で「困っている」子どもたちである。

そして、困っているのは子どもだけでなく、その保護者や家族も困っていることが多く、また、行政や専門家と言われる支援する者も、実は「困っている」のである。

それぞれの地域の「困っている子どもを放置しない」、また、「困っている親を追い詰めない」、そして、「困っている支援者を孤立させない」ためには、何が必要だろうか。誰が、何をすればいいのだろうか。

生きにくさや、特別な事情を抱えた子どもたちや家族に対して、児童福祉の支援者や行政として「やらなければならないこと」や「やれること」は、また、被措置児童等虐待などの権利侵害など「やってはいけないこと」は法律や通知などに書いてある。それはテキストになり、研修会や行政説明でも聞いているので、誰もが知っているはずである。だとすれば、それを真摯に、謙虚に、前向きに受け止めて、「やる」のみである。「やれない・やらない」理由を議論するより、「どうやってやるか」方法論を議論し、判断し、覚悟を決めて、実行するのみである。

しかし、「やりたいこと」はどこにも書いていない。「やりたいこと」は、職種や肩書き、経験年数などに関係なく、自分自身で、また、仕事や研究、ボランティア仲間と一緒に探し、考え、創造していくことができる。だから、夢も愚痴も含めて、「やりたいこと」を語れる「職場」であり、そんな「仲間」や「つながり」が必要である。

その当たり前のことを、立場を超えて当たり前に言いあえる、社会的養護や障害はもちろん、児童福祉を中心に様々な分野の第一線で活躍されている「味方になると心強いが、敵に回すと・・・」、そんな魅力ある人が集まったのが、「日本の子どもの未来を考える研究会」だった。『出会いが奇跡』。人と人との「出会い」と「つながり」が人をその気にさせ、人を動かし、人を変えて、成長させていく。「名は体を表す」という。メンバーも名前もいいが、なにより「目的（目指す方向性）」が気に入っている。

子どもの支援において、福祉、教育、保健、医療、司法などの関係機関により、また、根拠となる法令や所管する省庁（役所）により、対象となる子どもの年齢や時期、用語、支援の目的や方法など専門性の違いがある。しかし、子どもの健全育成のため、最善の利益の確保など権利擁護を基本に、すべての子どもの幸せを願う思いに違いはないはずだ。

「福祉は人なり」。人という財産、やはり、本当の意味で『人財』が一番必要である。これまでも・・・、これからも。

すべての子どもが日本の子どもとして
大切に守られるために

平成 29 年度 日本財団助成事業 報告書

- ◆発行日 平成30年3月31日
- ◆発行者 日本の子どもの未来を考える研究会
- ◆事務局 社会福祉法人 麦の子会
北海道札幌市東区北 36 条東 9 丁目 1-1
<http://www.muginoko.com/>
- ◆印 刷 中西印刷株式会社